

全建事発第 002 号
平成 31 年 4 月 3 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔公印省略〕

**ダンピング対策の更なる徹底に向けた
低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について**

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、今般、平成 31 年 3 月 28 日付けで中央公共工事契約制度運用連絡協議会において、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」における調査基準価格の設定範囲につき、その上限を 10 分の 9 から 10 分の 9.2 に引き上げる等の見直しが行われ（別添 1 参照）、同月 26 日付けで国土交通省においても同様の見直しが行われたところです。（平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事が対象。別添 2 及び別添 3 参照）

国土交通省では、これまで地方自治体に対して、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成 30 年 11 月 9 日付け総行第 240 号・国土入企第 43 号）等で低入札価格調査基準及び最低制限価格について、その算出方式の改定等により適切に見直すよう繰り返し要請してきたところですが、この度、改めて低入札調査における基準価格の見直し等を図るよう、各都道府県及び各指定都市に対し、別紙のとおり要請がなされております。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・通知 ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について
- ・別紙 ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について

- ・別添 1 工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル
- ・別添 2 予算決算及び会計令第 8 5 条の基準について（通知）
- ・別添 3 「予算決算及び会計令第 8 5 条の基準の取扱いについて」の一部改正について
- ・別添 4 「予算決算及び会計令第 8 5 条の基準の取扱いについて」の留意事項について
- ・別添 5 施工体制確認型総合評価落札方式の試行について

（担当）事業部 木下

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp